

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分)の対象者です

1. 支給対象者

- 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
- 令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

3. 給付金の支給手続き

申請不要で受け取れます。

鹿児島県では、**5月31日(予定)**に児童扶養手当を支給している口座に振り込む準備を進めています。

【支給手続きを円滑に行うため、次に該当する方は、お住まいの町村役場にお申し出ください。】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、「受給拒否届出書」を提出してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、「支給口座登録等届出書」を提出してください。
- ※ 「受給拒否届出書」等の様式については、お住まいの町村役場へお問い合わせください。
- ※ 申し出期限5月19日(金)締め切り厳守

*お問い合わせは下記までお電話ください。

■ **こども家庭庁 コールセンター**
0120-400-903
(受付時間：平日9:00~18:00)

■ **伊仙町役場 0997-86-3111**
「子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分)」窓口



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”
にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。